

委託業務に係る随意契約締結結果の内容及び理由書

担 当 課	産業観光部 商工振興課
委 託 業 務 番 号	令和6年度 長商工第137号
委 託 業 務 名 称	シティプロモーション・情報発信業務委託
委 託 業 務 場 所	長浜市内
業 務 の 概 要	湖の辺のまち長浜未来ビジョンに掲げる実現したいまちの姿「挑戦の先にある湖の辺のまちが賑わう心豊かな暮らし」を実現するため、市内で繰り上げられる様々なクリエイティブな挑戦等を情報発信し、関係人口の増加を目指すとともに、市内で新たなビジネスが育まれる機会を創出する。
履 行 期 間	令和6年7月19日から令和7年3月31日まで
契 約 年 月 日	令和6年7月19日
契 約 額 (税 込)	1,500,000円
契 約 の 相 手 方	[所 在 地 又 は 住 所] 長浜市小谷上山田町897-1 [商 号 又 は 名 称] 株式会社仕立屋と職人
契 約 相 手 方 の 選 定 理 由	当該業務は、湖の辺のまち長浜未来ビジョンで掲げる実現したいまちの姿「挑戦の先にある心豊かな暮らし」を具現するため、市内で繰り上げられる様々なクリエイティブな取組を取材し、WEBサイトで発信することで、新たな挑戦を誘発することを目的としています。 国土交通省所管の令和4年度官民連携都市再生推進事業補助金を活用し、構築されたWEBサイトでは、湖の辺のまち長浜未来ビジョンを推進するためのエリアプラットフォーム「湖の辺のまち長浜デザイン会議」の一環として、専門人材がストーリーテリングに取り組んでおり、令和4年以降、継続的に情報発信を行い、昨年度は、月数本の記事を公開した。 当該業務は、専門的な知見を有する発案者が継続的に事業目的の達成に向けて関与することが最良であるため競争入札にそぐわず、株式会社仕立屋と職人への一者随意契約とするもの。
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項（該当する項目に○印） 売買、賃借、請負その他の契約でその予定価格（賃借の契約にあつては、予定賃貸） (1) 借料の年額が長浜市契約規則（平成18年長浜市規則第37号）で定める額を超えないものをするとき。 (2) 不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。 (5) 緊急の必要により競争入札に付することができないとき。 (6) 競争入札に付することが不利と認められるとき。 (7) 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。 (8) 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。 (9) 落札者が契約を締結しないとき。